

(計画期間：令和5年～令和9年)

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード及びソフト両面からの転倒災害防止対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業/医療・福祉の事業者における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる転倒災害について、令和9年までに死傷災害を令和4年の災害発生件数以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・腰痛予防対策に取り組んでいる事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰痛による死傷災害を令和9年までに令和4年と比較して10%以上減少させる。
<p>(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる60歳以上の死傷災害（新型コロナウイルス感染症を除く）を、令和9年までに令和4年の災害発生件数以下とする。
<p>(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の死傷年千人率（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに全体平均以下とする。
<p>(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する道路貨物運送業者の割合を令和9年までに80%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路貨物運送業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業者の割合を令和9年までに85%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の死亡者数（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに1人以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業者の割合を令和9年までに60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業において愛媛第14次労働災害防止推進計画期間中、死亡災害（新型コロナウイルス感染症を除く）ゼロを達成する。

愛媛第14次労働災害防止推進計画 アウトプット指標とアウトカム指標

(計画期間：令和5年～令和9年)

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(オ) 労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする50人未満の小規模事業者におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。	アウトカム指標は設定しない
<p>(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行い、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。	<ul style="list-style-type: none">化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を愛媛第13次労働災害防止推進計画期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none">熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業者の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。	<ul style="list-style-type: none">熱中症による死亡者数を愛媛第14次労働災害防止推進計画期間中に1人以下とする。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- 死亡災害（新型コロナウイルス感染症を除く）については、過去最少（令和3年8人）を更新する7人以下を達成する。
- 死傷災害（新型コロナウイルス感染症を除く）については、令和4年と比較して令和9年までに5%以上減少する。